

富山県国民健康保険運営方針の改定に係るこれまでの経過

県と市町村が一体となって国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第82条の2において、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとされている。

平成29年度に策定した富山県国民健康保険運営方針は、平成30年度から令和2年度までの3年間を対象期間としていることから、令和3年度から令和5年度までを対象期間とする富山県国民健康保険運営方針の改定作業を以下のとおり進めてきた。

	国保運営協議会	市町村との協議	その他
R 2. 5月			国から「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」の改定について通知
R 2. 8月	【第1回運営協議会】 ・ 諮問 ・ 現行の取組みと今後の課題について、協議 <u>主なご意見</u> ・ 後発医薬品の使用促進について、富山県は全国よりも高い数値になっているが、院内処方を入れると使用割合が落ちる。これについて広く県民に周知するとともに、具体的な数値目標を入れて取り組んでほしい。 ・ データを分析し、どこに重点的にターゲットを絞るかが大変重要であり、データを活用するような取組みを進めてほしい。	【第1回連携会議】 ・ 現行の取組みと今後の課題について、協議 【第1回保険料水準に関する専門チーム】 ・ 運営方針改定に向けた論点整理	
R 2. 9月		【第1回事務の標準化・広域化等に関する専門チーム】 ・ 事務の標準化・広域化を進める項目について協議 【各専門チーム】 ・ 改定に向けたアンケートを実施	
R 2. 10月		【第2回保険料水準に関する専門チーム】 ・ アンケート結果をもとに改定に向けた方向性について協議 【第2回事務の標準化・広域化等に関する専門チーム】 ・ 事務の標準化・広域化のほか、収納対策、医療費適正化についての今後の方向性について協議	
R 2. 11月		【第1回連携会議作業部会】 ・ 中間報告案（素案）について協議	
R 2. 12月	【第2回運営協議会】 ・ 中間報告案について協議	【第2回連携会議】 ・ 中間報告案（素案）について協議	
R 3. 1月	<u>主なご意見</u> ・ 特定健診、特定保健指導の実施率は全国的には高い方であるが、市町村によってばらつきが大きい。全国的にも非常に高い実施率の南砺市、砺波市の取組みを実施率の低い市町村にも広めてほしい。	中間報告案について、国保法第82条の2第6項に基づく意見聴取（R3.1.13~R3.2.9） ・ 意見1件	中間報告案について、パブリックコメント実施（R3.1.13~R3.2.9） ・ 意見0件
R 3. 2月	・ 後発医薬品の使用割合について、市町村別のデータやその内訳がないと市町村ごとの課題を市町村が把握することができないのではないかと。	【第2回連携会議作業部会】 ・ 意見に対する対応について協議	
R 3. 3月	【第3回運営協議会】 ・ 答申	【第3回連携会議】 ・ 改定案について協議	